

公益社団法人愛媛県理学療法士会  
表 彰 規 程

公益社団法人 愛媛県理学療法士会（以下、本会）表彰規程を次のように規定する。

（趣 旨）

第1条 本会の表彰については、この規程に定めるところによる。

（会員表彰）

第2条 本会において、その活動と理学療法上の向上、発展に顕著な功績のあった者を、別に定める愛媛県理学療法士会表彰委員会の議を経て、会員表彰する。

（会員表彰の方法）

第3条 会員表彰は総会において賞状及び記念品を授与して行い、本会広報に登載してこれを公表する。

（施行の細目）

第4条 表彰状等の様式、表彰手続その他規程の施行について必要な事項は別に定める。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、直近の総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規程は、平成29年4月1日より一部改正により施行する。

## 公益社団法人愛媛県理学療法士会表彰候補者推薦要領

1. 公益社団法人 愛媛県理学療法士会（以下、本会）表彰候補者の推薦基準は、次の基準により厳選すること。本会の活動、理学療法の業務、その他の領域において格段の功績のあった者。
  - (1) 本会役員及び部長・委員長を2期4年以上従事した者。
  - (2) 理学療法の活動において優秀な学術・論文等を発表し、学会等で表彰された者。
  - (3) 本会学術集会において優れた成績をあげた者。
  - (4) その他本会に貢献し、優れた功績をあげた者。
  
2. 選考方法
  - (1) 理事ならびに局長・部長は、候補者を本会表彰委員会（以下、表彰委員会）に推薦する。
  - (2) 表彰委員会は推薦された者の中から被表彰者を選考する。
  - (3) 表彰委員会は必要に応じて調査を行う。
  - (4) 前項(3)本会学術集会において優れた成績をあげた者についての選考方法は、別に定める。
  
3. 表彰委員会
  - (1) 表彰委員長の選任は、会長が指名し、理事会にて承認する。
  - (2) 表彰委員会には数人の表彰委員をおく。
  - (3) 表彰委員は表彰委員長が選任する。
  - (4) 表彰委員がその任を辞そうとするときは、その委員長を經由して会長の許可を得なければならない。
  
4. 推薦上の留意点
  - (1) 選考方法に基づき、推薦枠内で表彰委員に推薦すること。
  - (2) 現職者に限定することなく選考すること。
  - (3) 推薦しようとする場合には、従事した行動や業務の内容、功績の程度を具体的に記載した理由書を添付すること。
  - (4) 経歴、賞罰等は慎重にかつ詳細に、調査するとともに、本会会員の感情にそぐわない者を推薦することのないよう留意すること。
  
5. 推薦手続き
  - (1) 規定の用紙（候補者推薦書）に記入して、表彰委員会に送付のこと。

- (2) 提出書類
  - (ア) 候補者推薦書
  - (イ) 履歴書
  - (ウ) 功績調査
  - (エ) その他功績を判定するうえで参考となる資料
- (3) 候補者推薦書類記入についてはその記入要領を参考とする。

#### 附 則

- 1 この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規程は、平成29年4月1日より一部改正により施行する。

## 公益社団法人愛媛県理学療法士会賞候補者推薦要領の内規

1. 推薦の手続きにおける候補者推薦書は、新年度初回の広報誌で案内し、直近の総会前に発行する広報誌に表彰者を提示することとする。
2. 附則
  - 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
  - 2 本規程は、平成29年4月1日より一部改正により施行する。

## 愛媛県理学療法士会学術集会 学会長賞・奨励賞・新人賞選考規程

公益社団法人 愛媛県理学療法士会学術集会 学会長賞・奨励賞・新人賞（以下、学会長賞・奨励賞・新人賞）選考規程を、次のように規定する。

### （目的）

第1条 本賞は、愛媛県理学療法士会学術集会（以下、学術集会）において、県民の医療・保健及び福祉の向上に寄与する優れた研究成果を発表した研究者および若手研究者に対して、さらなる発展を期待し表彰することを目的とする。

### （表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、以下のものとする。

1. 学会長賞
2. 奨励賞
3. 新人賞

### （表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、以下の通りとする

1. 学会長賞
  - (1) 経験年数は問わない。
  - (2) 最も優秀な演題に対し、学会長賞を授与する。
  - (3) 但し、該当者のない場合は授与しない。
2. 奨励賞
  - (1) 日本理学療法士協会入会歴10年未満であること。
  - (2) 優秀な演題に対し、奨励賞を授与する。
  - (3) 但し、該当者のない場合は授与しない。
3. 新人賞
  - (1) 日本理学療法士協会入会歴3年以下であること。
  - (2) 優秀な演題に対し、新人賞を授与する。
  - (3) 但し、該当者のない場合は授与しない。

### （選考方法）

第4条 学会長賞・奨励賞・新人賞は、以下の選考方法で決定する。

1. 座長は、学会長賞・奨励賞・新人賞に該当する演題を学術集会事務局に推薦する。
2. 学術集会事務局は結果をとりまとめ、大会長・副大会長・準備委員長・学術部長・

教育部長・理事に送付する。

3. 大会長・副大会長・準備委員長・学術部長・教育部長・理事は各賞受賞者を最大2名ずつ選出し、学術集会事務局が得票数を集計する。
4. 学術集会事務局長は、投票結果を理事会に提出する。
5. 理事会は、受賞者を決定する。

(表彰内容)

#### 第5条

1. 表彰は、次年度の総会において行う。
2. 各表彰に褒賞として、受賞者に賞状ならびに記念品を授与する。

#### 附則

- 1 この規程を改廃・変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は、第22回愛媛県理学療法士会学術集会から施行する。